

平成 15年 8月 27日

各 位

会社名 株式会社 リソー教育
代表者名 代表取締役会長兼社長 岩佐実次
コード番号 4714 (東証第一部)
問合せ先 取締役管理企画局局长 秋元邦夫
電話番号 03-5996-2501

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 15年 8月 27日開催の取締役会において、商法第 280条ノ 20 及び第 280条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記の通り平成 15年 9月 26日開催予定の当社第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対するインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、以下の記載の要領により、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者(以下「新株予約権者」という。)

当社及び当社子会社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 826 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

826 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込をすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に、(3)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権発行の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に 1.025 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。(ただし、新株予約権の行使の場合及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使により新株式を発行する場合を除く。)

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の発行日から5年間とする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。

その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

新株予約権者が(7)による、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成15年9月26日開催予定の当社第18回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上